

2. 說明事項

(総務課関係)

1. 予算等の概要

少子化が急速に進展する中、我が国の社会を安定させ、経済を活力あるものにするためには、子どもを持つこと、育てることそのものに大きな価値があるということを基本に、社会全体で子育てを支援していくことが重要である。このため、子どものしあわせを第一に考え、児童の健全育成を図るとともに、安心して子どもを生み育てることができる社会環境を整備することとしている。

平成14年度予算（案）においては、多様な子育てニーズに対応し、保育サービスや仕事と家庭の両立支援策等を拡充するための新エンゼルプランを積極的に推進して、子育て家庭を支援する。特に、保育所の待機児童ゼロ作戦の推進、放課後児童の受入れ体制の整備等を重点的に進める。

また、母子家庭等については、その自立を総合的に支援することとし、併せて児童扶養手当制度の見直しを行う。また、児童虐待防止対策や配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策を充実する。

さらに、平成13年度については、施設整備費を中心に2度にわたる補正予算を編成しており、これらを活用して、待機児童ゼロ作戦を確実に推進するための保育所の整備をはじめ、子どもと家庭をめぐる様々な課題に積極的に対応していくこととしている。

平成14年度の組織定員関係については、母子家庭等に対する施策を見直し、総合的に母子家庭等自立支援策を講じていくことに関連し、これを担当する企画官を家庭福祉課に新設することとしている。

(1) 平成14年度厚生労働省（雇用均等・児童家庭局）予算（案）について

（資料1 参照）

(2) 平成13年度第1次補正予算の概要

（資料2 参照）

(3) 平成13年度第2次補正予算の概要

（資料3 参照）

(4) 平成14年度組織改正について

（資料4 参照）

2. 少子化対策について

(1) 少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランについて

少子化対策については、従来から様々な取組を行ってきたが、平成12年の合計特殊出生率が1.36となるなど、依然として低い水準で推移し、人口を維持するのに必要な水準を大幅に下回る状況となっており、少子化対策の推進は引き続き重要な課題となっている。

このため、平成11年末に、中長期的かつ総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を策定し、またその基本方針の具体的な実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」、いわゆる「新エンゼルプラン」を策定し、これらに基づき、政府をあげて総合的な少子化対策を推進しているところである。

平成14年度予算（案）は、全体として新エンゼルプランを大幅に前倒しした積極的な内容となっており、新エンゼルプラン関連経費として、3,304億円（対前年比151億円増）を計上している。各地方公共団体においても、関係部局等と連携のもと積極的な取組をお願いしたい。

【平成14年度予算（案）における新エンゼルプランの主な内容】

- ① 保育所の低年齢児（0～2歳）受入れ枠の拡大（61.8→64.4万人）
- ② 延長保育の推進（9,000→10,000か所）
- ③ 休日保育の推進（200→450か所）
- ④ 地域子育て支援センターの整備（2,100→2,400か所）
- ⑤ 一時保育の推進（2,500→3,500か所）
- ⑥ ファミリー・サポート・センターの整備（182→286か所）
- ⑦ 放課後児童クラブの推進（10,000→10,800か所）
- ⑧ 周産期医療ネットワークの整備（20→28都道府県）
- ⑨ 小児救急医療支援の推進（240→300地区）
- ⑩ 不妊専門相談センターの整備（30→36か所）

(2) 地方版エンゼルプランについて

少子化対策推進基本方針には、「地方公共団体においては、本基本方針の策定趣旨、内容を踏まえ、少子化対策の計画的な推進を図るなど、地域の特性に応じた施策を推進するものとする」とされている。少子化対策を有効かつ適切に推進していくには、地方公共団体の計画的な取組が極めて重要であり、地域の実情に応じた、きめ細やかな対応が必要不可欠である。

地方公共団体においては、関係部局・関係機関とも連携をとりながら、地域住民のニーズに対応した効果的な施策を検討、推進していただくとともに、地方版エンゼルプランの策定・見直しについて、幅広い住民の計画策定への参加や新エンゼルプランと同様の数値目標の設定などを含めた積極的な取組をお願いしたい。

なお、地方版エンゼルプランの策定・見直しに係る経費については、児童育成事業臨時安定運営等対策事業費の活用を図ることとしているので、管内市町村に対する周知をお願いしたい。

(3) 少子化対策への取組について

① 少子化への対応を推進する国民会議について

少子化への対応の推進に当たっては、政府の施策のみならず、社会全体の取組として国民的理解と広がりをもって子育て家庭を支援することが求められている。

このため、内閣総理大臣の主宰の下で各界関係者が参加する「少子化への対応を推進する国民会議」を設置し、国民会議の活動を含め、少子化への対応に関し、広く国民に向けた情報発信を行うこととしている。

平成14年度においては、13年度に引き続き、社会福祉・医療事業団の子育て支援基金を活用して、「少子化への対応についての全国キャンペーン」を実施する予定である。具体的には、長崎県佐世保市で「地域における子育て支援」をテーマに中央フォーラムを、また、5か所で地方フォーラムを開催することや、国民会議ニュースの発行（年4回）及び啓発ポスター、リーフレットの作成などの取組を行うこととしているので、その取組に対する支援及びご協力をお願いしたい。

② 少子化対策臨時特例交付金について

少子化対策臨時特例交付金については、平成13年度末まで事業を実施できることとされており、基金を設置した市区町村においては、当該年度末までに基金を解散し、この時点において基金に残余財産が生じたとき（直接執行事業での入札減や補助事業における精算減などにより、残額が生じた場合を含む。）は、国庫に納付しなければならないとされている。

基金に残余財産が生じた市区町村の返還方法については、次のとおりとするが、返還額の確定等に時間を要する市区町村もあると考えられるため、基本的に、平成14年度予算での対応でお願いしたい。

【今後のスケジュール】

- 基金を設置している市区町村から、13年度末における基金の解散に係る報告及び13年度事業実施状況報告書の提出（様式については、後日送付する予定）・[平成14年4月10日まで]
- 国庫に返還しなければならない市区町村は、出納整理期間内に返還額が確定し次第、返還額報告書（返還可能時期を明記）を提出（様式任意、13年度歳入歳出決算（見込）書を添付）
· · · · [平成14年5月31日まで]
- この報告を受けて、国は、返還額報告書を提出した市区町村に対して、返還額の確定通知及び債権発生通知書を発出
· · · · · [市区町村と時期を調整]
- 債権発生通知書を受けた市区町村は、返還額を20日以内に国庫に納付
· · · · · · · · · [返還手続完了]

以上が、基本的スキームであるが、これにより難い場合には、別途当方と相談されたい。

都道府県におかれでは、管内市区町村に対し、その趣旨を十分踏まえ、適正な処理について周知方よろしくお願ひしたい。

また、事業完了後、実施要綱4(5)に基づき本交付金による雇用創出効果をとりまとめる必要があるため、後日、全市区町村に対して、様式を送付するので、作成方ご協力を願いしたい。

なお、今年度、会計検査院より、一部において、本交付金の交付対象である事業を実施していない事例について指摘を受けたことは誠に遺憾であり、管内市町村に対し、事業実施状況報告書の審査確認事務の適正化を図るよう、周知をお願いしたい。

③ 少子化対策関係資料集等について

先般、全国の都道府県及び市町村における少子化対策（子育て支援）への取組事例についてご報告をいただいたところであるが、これを基に、昨年度に引き続き、国の施策や国民会議参加団体の取組事例及び少子化に関するデータなどをまとめた「少子化対策関係資料集（平成13年度版）」を作成し、3月末に都道府県及び市町村担当課宛に送付することとしているので、今後の少子化対策の推進のために活用さ

れたい。

また、平成14年度についても、地方における先進的な取組を様々な機会を通じて情報発信していく予定であるので、新規事業の実施、地方版エンゼルプランの見直し及び少子化に関する検討会の設置などの動きについて、適宜、情報提供をお願いしたい。

(4) N P O等を活用した地域の子育て支援（つどいの広場事業）について

① つどいの広場事業について

家庭や地域の子育て支援機能の低下が問題となっている中で、子育て中の親が、子育てに対する悩みや負担感を増大させており、その解消を図ることが重要な課題となっている。

このため、平成14年度予算（案）において、主に乳幼児（0～3歳）を抱える子育て中の親たちが、気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で交流したり、悩みを語り合う場を提供する事業として、「つどいの広場事業」を新規に盛り込んだところであり、事業の実施について、管内市区町村とも十分連携を図り、積極的な取組をお願いしたい。

本事業の概要については、以下のとおりである。

【事業概要】

ア 設置か所数	65か所
イ 実施主体	市町村（特別区を含む。）※人口規模は問わない (N P O法人等への委託可)
ウ 補助単価	6,403千円（うち初度設備費 1,353千円）
エ 補 助 率	1/3（国 1/3、都道府県 1/3、市区町村 1/3） (国 1/3、指定都市・中核市 2/3)
オ 実施要綱（案）	

つどいの広場事業実施要綱（案）

1 趣旨

つどいの広場事業は、主に乳幼児（0～3歳）をもつ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育ちができる環境を整備し、もって、地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等に委託することができるものとする。

3 事業内容

つどいの広場（以下「広場」という。）においては、以下の4事業を実施するものとする。

(1) 子育て親子の交流、集いの場の提供

① 地域の子育て家庭の親とその子ども（以下「子育て親子」という。）に対して、気軽にかつ自由に利用できる場を、原則として、週3日以上開設すること。

② 開設時間については、子育て親子がいつでも利用したいときに利用できるよう時間帯に配慮すること。

(2) 子育てに関する相談、援助の実施

子育てに不安や疑問などをもっている子育て親子に対する相談、援助を実施すること。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報を提供すること。

(4) 子育てサポーターの講習の実施

子育てに関心がある者や広場の利用者など、将来、子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者（子育てサポーター）を対象として、月1回程度、子育て及び子育て支援に関する講習を実施すること。

4 実施場所

(1) 主に、公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、マンション・アパートの一室など、子育て親子が集うに適した場所で実施すること。

また、実施場所の確保に当たっては、複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めて実施すること。

(2) 広場のスペースは、概ね10組以上の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度以上の広さを有すること。

(3) 広場の設備は、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を

有すること。

5 職員の配置

子育て親子の支援に関して意欲のある子育てアドバイザー（以下「子育てアドバイザー」という。）2名（非常勤でも可）を置くものとする。

- (1) 子育てアドバイザーには、子育て親子の支援に関して相当の知識と経験豊かな者を配置すること。
- (2) 広場には、子育てアドバイザーのほかに、子育てに関心のあるボランティアスタッフを活用することが望ましいこと。

6 関係機関との連携

市町村及び事業の委託を受けた法人等（以下「市町村等」という。）は、事業の実施について、福祉事務所（家庭児童相談室）、児童相談所、児童家庭支援センター、保健所、民生・児童委員、保育所、児童館、医療機関等と連携を密にし、本事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

7 留意事項

子育てアドバイザーは、広場の利用者への対応には十分配慮するとともに、業務を行うに当たって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならないこととする。

8 費用

- (1) 市町村が実施する事業（委託を含む。）に対して、都道府県が補助する事業並びに政令指定都市及び中核市が実施する事業（委託を含む。）については、国は別に定めるところにより補助するものとする。
- (2) 同一の広場に対する国の補助は、3年間を限度とする。
- (3) 市町村等は、本事業を実施するために必要な経費の一部を、保護者から徴収することができるものとする。

また、本事業を実施するため、市町村が単独で建物を整備する場合には、「子育て支援のための拠点施設」整備費を、学校の余裕教室を改修して、本事業を実施する場合には、「学校等の余裕教室の改築等に要する施設及び設備整備事業（余裕教室活用促進事業）」を活用することが可能であるので、本事業の円滑な実施のため、積極的な活用

を図られたい。

② 子育てN P O等に対する支援の実施について

地域の子育て支援機能の低下が問題となっているが、その地域における子育て支援の担い手として、民間の非営利組織である子育てN P Oによる地域に根ざした活動が、活発な展開を見せはじめている。

この子育てN P Oによる活動は、現在の子育てをめぐる状況の中で、大きな可能性を持つと思われる一方、まだ活動の日が浅く、活動基盤も脆弱であることから、その支援方策として、平成14年度予算(案)において、財団法人こども未来財団が実施主体となり、子育て支援者(子育てN P O)指導者研修事業(全国7か所で実施予定)及び子育てサークルリーダー研修事業(全国8か所で実施予定)を新たに創設したところであり、事業の実施に際しては、実施場所の確保などにつき、ご協力をお願いするとともに、今後とも、子育て支援の担い手として、地域に根ざした活発な活動が期待される子育てN P O等の活用を図られるよう特段の配慮をお願いしたい。

(5) 新人口推計及びこれを受けた検討の場の設置について

5年ごとに行われる国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」が平成14年1月に発表された。

今回の推計(中位推計)では、これまでの晩婚化に加え、夫婦の出生力そのものも低下しているという新たな傾向を盛り込んでおり、平成9年の前回推計よりも少子化が一層進むという結果になった。

今回の推計結果を受け、厚生労働省としては、少子化の要因や少子化社会への対応の在り方について、経済、社会保障、雇用、教育など幅広い視野から検討するため、厚生労働大臣が主催する有識者による「少子化社会を考える懇談会」(仮称)を発足させる予定である。

【今回の主な推計結果(中位推計)】

- ・合計特殊出生率(長期の出生率仮定)

		前回推計1.61 → 今回推計1.39
・総人口	2000年	12,693万人
	2006年(ピーク)	12,774万人
	2025年	12,114万人
	2050年	10,059万人

3. 児童家庭福祉に関する関係機関の動向について

(1) 経済財政諮問会議

平成13年6月に「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（いわゆる「骨太の方針」）を閣議決定とともに、骨太の方針を具体化した「改革工程表」を平成13年9月にとりまとめた。

また、平成14年1月には、構造改革を中心とした中長期的な経済財政運営について将来展望を示した「構造改革と経済財政の中期展望」を閣議決定した。今後、税制のあり方、経済活性化などが審議される見込みである。

【主な内容】

「骨太の方針」・「改革工程表」

- ・保育所待機児童ゼロ作戦の推進及び放課後児童の受入れ体制の整備
- ・子育て不安の解消や虐待防止、地域交流の活性化など子育て支援策の推進
- ・保育所の公設民営やPFIの導入

「構造改革と経済財政の中期展望」

- ・平成16年度までに、保育所待機児童ゼロ作戦、放課後児童受入れ体制の整備を進める。
- ・地域によっては、平成17年度以降においても、保育所、保育ママ、自治体におけるさまざまな単独施策による児童受入れ数の拡大が必要となる可能性が高く、公設民営等の推進が必要。

(2) 総合規制改革会議

平成13年5月に初会合を開き、7月24日に「福祉・保育等」を含む重点6分野に関する「中間取りまとめ」を公表した。また、同会議において、12月11日、重点6分野等について「規制改革の推進に関する第1次答申」が決定され、12月18日、同答申を最大限尊重する旨の閣議決定がなされている。現在、平成13年度末までに「規制改革推進3カ年計画」（平成13年3月30日閣議決定）を改定すべく作業が行われているところである。

【第1次答申の内容（例）】

- ・公立保育所の民間への運営委託等の促進
- ・保育所への株式会社等の参入の促進

- ・保育士に関する諸規制の改革
- ・放課後児童の受入れ体制の充実

(3) 男女共同参画会議

平成13年6月19日、男女共同参画会議において、「仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見」が決定され、同決定を踏まえ、平成13年7月6日に閣議決定がなされた。

また、同会議の下に設置されている「女性に対する暴力に関する専門調査会」において、民間団体に対する援助の在り方等について、平成14年3月を目途に取りまとめを行うこととしている。

【閣議決定の内容（例）】

- ・「待機児童ゼロ作戦」（平成16年度までに保育所を中心に15万人の受入児童数の増大を図る等）
- ・放課後児童クラブの拡充
- ・男性の育児休業取得の奨励

(4) 地方分権改革推進会議

平成13年7月に初会合を開き、同年12月12日、事務事業の見直しに当たっての基本的認識、重点的に審議を行うべき分野や論点に係る「中間論点整理」を公表した。今後、平成14年6月の中間報告に向けて、引き続き検討を行うこととしている。

【中間論点整理の内容（例）】

- ・都道府県児童福祉審議会の設置の在り方につき都道府県知事等の判断を尊重する方向で検討
- ・児童相談所等の建物の建築等に要する費用負担に関する大臣の同意を要する協議について、廃止も含め検討

4. 社会保障審議会児童部会について

平成13年1月の中央省庁再編に伴い、中央児童福祉審議会を含む旧厚生省の8つの審議会が統合されて社会保障審議会が設置され、その下に児童部会が設置され、平成13年12月4日に第1回、平成14年2月13日に第2回が開催されたところである。

児童部会では、今後の児童に関する施策等の推進に資する基礎的で広汎な検討を行うことが設置趣旨とされ、子ども、家庭、地域を巡る現状の把握・分析を行うとともに、子どもの健全育成や家庭支援の方策に関し、中長期的かつ総合的な基本方向について審議することとしている。

5. 児童福祉施設等の整備及び運営等について

(1) 児童福祉施設等の整備について

① 平成14年度予算（案）の状況について

ア 社会福祉施設等施設整備

（ア）施設整備費については、平成13年度第2次補正予算において1,513億円、さらに平成14年度予算（案）として1,247億円、合わせて2,760億円を予算計上し、特別養護老人ホーム等の介護関連施設、待機児童解消のための保育所緊急整備、障害者プラン等にかかる施設整備の着実な推進を図ることとしている。

平成13年度第2次補正予算については、政府の保有資金を最大限活用し、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号）を改正し、無利子貸付事業として行うものである。

なお、貸付金の償還期間は5年以内で、償還時に償還金に相当する金額を国庫補助金として交付することとなるものである。

また、無利子貸付事業に係る貸付要綱等については、追って通知することとしているが、貸付対象とならない設備整備費等一部を除き、対象施設及び基準単価等については、国庫負担（補助）金交付要綱と同様の内容であるのでご留意願いたい。

（イ）国庫補助基準単価の改定

国庫補助基準単価については、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し改定する。

（ウ）雇用均等・児童家庭局関連の改定事項は次のとおり。

なお、(i)～(iv)については、平成13年度第2次補正予算から適用する。（ただし、(i)の補助方式の簡素化は14年度新規事業から適用。）

（i）社会福祉施設の防災対策の強化

防災対策強化の観点から、入所施設に対するスプリンクラー設備に係る補助要件の緩和及び補助方式の簡素化を図る。

また、大規模修繕等事業において、緊急災害時用の自家発電設備の設置に係る補助や防災対策に配慮した施設の内部改修工事の対象施設の拡大を図る。

(ii)情緒障害児短期治療施設の基準面積の改善

児童のプライバシーを尊重するためのスペースを確保し、自主性及び自立心を養い、さらに退所後の社会的自立に向けての生活指導を行うため、基準面積の改善を図る。

○基準面積の改善 1人当たり面積 $28.6\text{m}^2 \rightarrow 30.7\text{m}^2$

(iii)婦人保護施設の基準面積の改善

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応するための世帯部屋の整備等、入所者の処遇の改善を図るため、基準面積の拡充を図る。

○基準面積の改善 1人当たり面積 $26.3\text{m}^2 \rightarrow 35.4\text{m}^2$

(iv)婦人相談所の基準面積の改善

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応するための世帯部屋の整備等、入所者の処遇の改善を図るため、基準面積を拡充し、従来の1施設当たりの基準面積を1人当たりの基準面積に改める。

○基準面積の改善 1施設当たり面積 330.6m^2

→1人当たり面積 30.9m^2

(定員20人の場合 619.2m^2)

イ 社会福祉施設等設備整備費

設備整備費については、施設整備量に対応した必要な額を確保した。

② 平成14年度の整備方針等

ア 基本的整備方針

平成14年度においては、次の事項を基本として整備を図ることとしているが、限られた財源を効率的かつ有効に活用する見地から、施設整備の事業内容を十分吟味した上で、必要な整備を行うこととしている。

各都道府県市におかれては、来年度に予定している整備計画の十分な精査を行い、真に必要と認められる整備について厳選した対応に努められたい。

また、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設の選定及び法人審査についても万全を期されたい。

(ア) 保育所の整備については、「仕事と子育ての両立支援策の方針」(平成13年7月6日閣議決定)に基づく「待機児童ゼロ作戦」の推進を図り保育所受入れ児童数の増大を図ることとし、待機児童解消を図るための保育所の創設、増築や低年齢児の受入れ拡大を図るために乳児室・ほふく室等の整備や内部改修工事、余裕教室等を活用した改築整備の促進、保育所分園の整備の促進を図るとともに、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画」(新エンゼルプラン)を踏まえて老朽化している保育所の改築に併せて、地域における子育て支援のための子育て支援相談室等の整備、一時保育事業のための保育室等の整備、乳幼児健康支援一時預かり事業のための保育室等の整備など、地域の実情に応じつつ創意工夫を重ねて、積極的かつ効果的な整備を推進する。

(イ) 放課後児童クラブ等を実施することを目的とした子育て支援のための拠点施設の整備については、「仕事と子育ての両立支援策の方針」(平成13年7月6日閣議決定)に基づき大都市周辺部を中心に、放課後児童の受入れ体制を平成16年度までに全国で15,000か所とするよう整備を推進する。

(ウ) 婦人保護施設及び婦人相談所の整備については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応するため、被害者及びその同伴する家族を受入れるための整備等、入所者の処遇改善を推進する。

また、児童養護施設や乳児院において家庭復帰後の健やかな親子関係を育む訓練を行うための「親子生活訓練室」の整備を図るとともに、被虐待児童受入れのため、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設の整備を推進する。

なお、入所児童等の安全性と快適な居住空間の確保についても推進する。

(エ) (ア)～(ウ)のほか、原則として、次の内容のものを優先的に整備する。

- 施設利用者に対するサービス提供にとどまらず、広く地域に開かれた在宅福祉の推進拠点としての機能を果たすもの。
- 施設入所者等の居住環境、保健衛生等、処遇の一層の向上を図るため、大部屋解消等の整備を図るもの。
- 土地の有効活用等を図るもの。

特に、都市部における用地取得の困難性から施設の高層化、複

合化を図るなど高齢者等が利用する社会福祉施設を中心市街地等の利用しやすい場所に整備を図るものや、文教施設等の利用も含め各種施設の合築、併設を行うもの。

- ・ 過疎、山村、離島等において、適切な入所者処遇と効率的な施設運営が確保できるもの。
- ・ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備を行うもの。
- ・ 木材の積極的活用を図るもの

入所者等の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行うもの。

イ その他の留意事項

(ア) 社会福祉施設等施設整備資金貸付金の執行手続き等について

平成13年度第2次補正予算における社会福祉施設等施設整備資金貸付金については、平成14年度予算(案)における社会福祉施設等施設整備費負担(補助)金と併せ、一体的な執行を図り、各都道府県市からの整備要望に応えることとしている。

このため、基本的整備方針については、貸付金も国庫負担(補助)金と同様の取扱いとするが、事務手続きについては国庫負担(補助)金と異なることから、申請手続き等につき十分ご留意願いたい。

(イ) 補助金等の富裕団体の調整について

富裕団体向けの補助金等の調整については、平成14年度においても、引き続き補助金等の整理合理化の一環として富裕団体に対して調整措置を講ずることとしているので了知願いたい。

③ 社会福祉施設整備業務の再点検について

平成9年3月31日に取りまとめた「施設整備事業等の再点検のための調査委員会報告書」で明らかにしたとおり、各都道府県市が行う契約手続きに準拠、一括下請負の禁止などを補助金の交付の条件とすること等建設工事の適正化、補助金交付対象施設の明確化等の措置を講じ周知徹底を図っているところである。

各都道府県市におかれでは、施設整備業務のさらなる再点検、都道府県部課長会議等での指導の徹底や未然防止策の検討など再発防止対策に万全を期されたい。

- ・ また、不正受給の事実が発覚した場合には、補助金を返還させること

はもとより、不正に関与していた者について告発を行うなど、厳正な対処をお願いする。

④ 木材利用の推進について

「社会福祉施設等における木材利用の推進について（平成9年3月6日社援施第37号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により、木材の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、平成14年度より、社会福祉施設整備の整備方針において、「木材利用の積極的活用を図るもの」を優先的に整備することとしたところである。

社会福祉施設の整備に当たっては、木材の積極的な活用を図るよう管内市町村及び社会福祉法人等に対しても周知願いたい。

⑤ 社会福祉施設等におけるP C B 使用安定器に対する安全対策について

P C B 使用安定器に対する安全対策については、「社会福祉施設等における業務用・施設用蛍光灯等のP C B 使用安定器の事故に関する対策について（平成12年12月21日社援施第51号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局施設人材課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知）」により、社会福祉施設等の設置者に対し周知徹底をお願いし、使用等実態調査について、ご協力いただいたところである。

調査結果については、ほとんどの施設がP C B 使用安定器の脱落防止等の応急措置を含め、平成13年度中に安全対策が講じられる予定とのことであるが、応急措置により対応した施設については、速やかに交換・撤去を行うよう、設置者に対し指導願いたい。

(2) 児童福祉施設等の運営について

① 適正な運営管理の推進

児童福祉施設等の運営費の運用及び指導については、従来から適正な指導をお願いしているところであるが、運営費の不正使用などの不祥事により社会福祉施設に対する国民の信頼を損なうことのないよう、指導監査の結果を踏まえた運営の指導にあたる等、指導監査担当課等との連携を図り、適正な施設運営について引き続き指導を願いたい。

② 安全管理及び事故防止等について

ア 児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力頂いているところであるが、昨年、大阪府内の小学校において児童が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことに関連し、あらためて児童の安全の確保に関するお願いをしたところである。については、児童福祉施設等におけるこのような事件の発生予防や発生した場合の迅速かつ的確な対応が図られるよう「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号）により引き続き管内市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いするとともに平成13年度及び平成14年度の特例措置とした「児童福祉施設等の安全管理に関する緊急対策と財政支援について」（平成13年10月18日雇児発第685号、社援発第1837号）による適切な対応を図られたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃から職員の協力体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、例えば、緊急地域雇用創出特別交付金により雇用された警察支援要員による児童福祉施設等の周辺巡回を実施するなど、地域全体の協力による児童福祉施設等の安全確保を図ること等についても検討されたい。

イ 昨年、近年の公園等に設置される遊具での事故報告を踏まえ、児童福祉施設等に設置している遊具での事故について調査を実施し、「児童福祉施設等に設置している遊具での事故の調査結果について」（平成13年10月26日雇児総第49号）により、その結果と留意事項をご連絡したところであるが、引き続き遊具の安全点検の実施を行うほか必要な措置を講じるよう努められたい。

③ 感染症予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の指導をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図

ることが必要である。

特に、インフルエンザの対応については、毎年冬季に流行を繰り返し、患者数の多さや、症状の重篤性から国民の健康に対して大きな影響を与えていた感染症であり、さらに、近年は、乳幼児における脳炎・脳症の問題が指摘されているところであり、児童福祉施設等においても十分な注意が必要とされているところである。

については、昨年11月7日に施行された予防接種法の一部を改正する法律を踏まえた「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成13年11月12日社援基発第41号）をはじめ、「社会福祉施設等における結核感染の予防について」（平成11年10月15日社援施第40号）、「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日社援施第47号）等によって、引き続き管内に対して適切な指導を願いたい。

また、児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底についても従来よりお願いしているところであるが、特に乳幼児については腸管性大腸菌等に感染しやすく、また重症化しやすいことから、引き続き特段のご配慮をお願いしたい。

④ 入所児童等からの苦情への対応について

児童福祉施設最低基準においては、その行った処遇に関する入所している児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないとされており、これについては、平成13年度予算より、苦情解決対策のための経費として第三者委員会の開催に係る経費を措置費等に計上しているところである。

今後ともその適正な実施について指導願いたい。

(3) 社会福祉施設の防災対策について

① 社会福祉施設の防災対策の取り組み

社会福祉施設の防災対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年9月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導を願っているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いただき、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備の整備及び夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的、効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

施設整備費においても、入所者の防災対策、処遇改善の観点から、防災対策に配慮した整備を優先的に採択することとしており、また、防災対策に関する事業の拡充等を図っており、積極的な活用を図られたい。

また、措置費においても、地域住民との連携による合同避難訓練や避難用具の整備等を行う総合防災対策強化事業を施設機能強化推進費のメニュー事業として算入しているところであり、これらの制度の積極的な活用を図り、社会福祉施設の防災対策の充実をお願いしたい。

特に、地すべり防止区域等災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等に所在している社会福祉施設については、「災害弱者関連施設に係る土砂災害対策の実施について（平成11年1月29日社援第212号）」をもって、関係省庁と連携して、社会福祉施設の立地状況を踏まえた総合的な土砂対策を講じるよう通知しているところであるが、各都道府県市におかれても、次の事項に留意しつつ適切な措置をとるようお願いしたい。

また、昨年4月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、新たに土砂災害警戒区域等の指定が行われることになっており、これら区域に係る社会福祉施設の防災対策及び施設の設置についても留意されたい。

ア 関係部局との連絡体制の緊密化

施設の防災対策の整備のためには、土砂災害に関する知識の向上、土砂災害危険か所等、避難場所、警戒避難基準等の情報提供等、総合的な支援体制が必要である。そのため、管理者に対して、防災対策に関する総合的な指導がされるよう、各都道府県等において、関連部局との連携・連絡体制を緊密にされるようお願いしたい。

イ 地域住民等も交えた避難訓練の実施

施設における避難訓練については、従前から各施設の設備及び運営

に関する基準等において、定期的に行うこととともに、指導監査においても重要な項目として指導を行っているところである。

施設における防災対策としては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等との連絡・連携体制を確立することが重要であり、避難訓練の実施に当たっては、地域消防機関、自主防災組織、地域住民等が参加したものを実施するよう、施設に対して一層の周知徹底をお願いしたい。

② 被災施設の早期復旧について

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設災害復旧費国庫負担（補助）の協議について（平成11年3月30日社援施第848号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）」により、災害発生後速やかに、社会・援護局福祉基盤課に第一報を報告し、雇用均等・児童家庭局所管施設については当課にもお知らせいただきますようお願いするとともに、災害復旧事業の早期整備を図り、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底をお願いしたい。

6. 児童福祉行政に対する指導監督の徹底について

(1) 児童福祉施設等に対する指導監査の実施について

児童福祉施設等に対する指導監査の実施については、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施の確保を図るための技術的助言の一環として、平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉行政指導監査の実施について」の別紙「児童福祉行政指導監査実施要綱」を参考の上、引き続き適切な指導監査の実施を図られるようお願いしたい。

児童福祉施設等の指導監査に当たっては、児童福祉法施行令に基づき年1回の指導監査をお願いしているところであるが、

- ① 入所児童等の意見表明の機会の確保・懲戒権濫用の禁止、自主評価や第三者評価等の実施、給食の状況及び健康管理等の入所者待遇に関する事項、
- ② 職員待遇及び非常災害・危険防止等の運営管理に関する事項、
- ③ 経理規程の遵守及び予算決算の適正な執行等の財務管理に関する事項、

等に配慮し、施設全般にわたって指導をお願いしたい。

特に、児童養護施設等入所児童等の待遇については、児童等の最善の利益を確保するために、苦情解決のためのしくみが設けられているか、体罰等懲戒権が濫用されていないか、また、児童養護施設入所児童の一時帰宅中の虐待死亡事例もあり、社会問題化しているところであるが児童養護施設等においては、児童相談所など関係機関との連携を図りながら児童相談所の待遇指針に対応した児童自立支援計画が適正に策定されているか等、人権に配慮した適切な施設運営や児童虐待防止にも配慮した指導監査が行われるようお願いしたい。

なお、児童の自立支援計画の策定・実践等を通じて進学・就労等の選択に際し、児童の意向等に十分配慮し、児童の自立への支援の状況等についても留意して、指導監督を行うよう配慮をお願いしたい。

(2) 措置費等の施設運営費の適正化について

児童入所措置費及び保育所運営費等関係事務の適正な執行を確保する観点から、これらの事務を行う関係機関における負担金等の支弁及び徴収等経理事務に対する指導について配慮をお願いしたい。

特に、保育所入所に係る徴収金の世帯階層区分の認定については、保護者から必要な書類を求める等により、課税状況の的確な把握に努める

とともに、税務関係機関との連携強化により、適正な事務が確保されるよう指導をお願いしたい。

また、保育所への入所については、市町村や保育所の提供する情報に基づき、保護者等が希望する保育所を選択して申し込みを行うこととされているで、適正な情報の提供に配慮した指導をお願いしたい。

特に、市町村における入所児童の選考に当たっては、児童の家庭の状況、地域の実情等を十分に踏まえて、市町村が定める客観的な選考方法等に基づき公正に行われるよう指導をお願いしたい。

また、都市部を中心に待機児童（特に低年齢児）が生じている状況であり、定員に余裕のある保育所での受入れ、または入所の円滑化措置を活用するなど、待機児童の解消に向けたきめ細かな施策の実施について指導をお願いしたい。

情報提供の実施状況あるいは広域入所の取組はもとより、待機児童の解消についても、要保育児童数や保育ニーズの的確な把握を行い、保育所の実情等をも勘案し、地域の実状にあった保育行政が行われるよう、市町村の指導についてお願いしたい。

（3）監査体制について

実施機関 監査対象	厚生労働本省	地方厚生局	都道府県等
社会福祉法人	複数の地方厚生局の管轄区域にわたり事業を実施している法人	管轄内の複数の都道府県にわたり事業を実施している法人	都道府県等の管轄区域内で事業を実施している法人
児童福祉施設等	—	—	年1回実施
都道府県等の監査部局	—	都道府県等が行う法人監査の実施状況及び法人の経理状況	—
都道府県市町村の措置実施機関	—	—	年1回実施

※ 都道府県等とは、指定都市・中核市を含む。